



産婦健康診査費助成券交付のお知らせ



丹波篠山市では、出産後間もない時期のお母さんのからだところの状態を確認するために、産婦健康診査を助成します。

☆対象

丹波篠山市に住民登録があるお母さんで、産後概ね2週間と概ね1か月に受ける産婦健康診査費（2回分）

☆健康診査の内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

*上記以外の検査、治療、投薬等については公費負担対象外です。

☆交付される助成券

5,000円券 2枚



☆交付の方法

『妊婦・産婦健康診査及び新生児聴覚検査助成券交付申請書』（様式第1号）に必要事項を記入し提出してください。

☆助成券の利用方法

①受診前に…

助成券に氏名、生年月日、住所及び受診報告書（切り取り線下）の産婦氏名をご記入ください。

②受診当日に…

母子健康手帳と助成券を持って受診してください。助成券が利用できない医療機関の場合は、必ず領収書を受け取ってください。

☆注意事項

①助成券の額面（5,000円）を上限額として助成します。産婦健康診査費が額面を超える場合の超過額は、本人の負担となります。また、額面に満たない場合の差額の返金はありません。受診する医療機関によっては、出産後の2週間健診を行っていない場合もあります。回数はあくまでも上限となります。

②助成券は県内の医療機関のみ有効です。（一部使用できない医療機関もあります。）県外等で受診された場合には、「償還払い」の手続きが必要となります。（裏面Q2をご覧ください）

③助成券は交付を受けた本人以外は使用できません。

④市外へ転出された場合は、丹波篠山市が発行する助成券は使用できませんので、返却してください。転出される場合は、転出先の市町村へ直接お問い合わせください。

⑤助成券の市名は篠山市となっていますが、お使いいただけます。

お問い合わせ先：丹波篠山市子育て世代包括支援センター「ふたば」
（丹南健康福祉センター内）TEL：594-5080



産婦健康診査費助成についてのQ & A

Q1 助成の対象者は？

⇒A.

丹波篠山市に住民登録のある、令和2年4月1日以降に出産された産婦であり、且つ産婦健康診査日において、出産後8週目以内となります。

なお新生児健診は対象となりません。

2週間健診では、助成券の右上に1回目と記載のある助成券を、1か月後の産婦健康診査では、助成券の右上に2回目と記載のある助成券を利用してください。



Q2 助成券が利用できない場合はどうすればいいの？

⇒A.

県内の医療機関でも、一部使用できない医療機関があります。

使用できない県内の医療機関や、県外で受診された場合は、助成券が使用できないので、費用は直接医療機関の窓口で支払っていただき、のちに健康課窓口で「償還払い」の申請をお願いします。その際、助成券の額面（5,000円）を上限としてお支払いいたします。また、額面に満たない場合の差額の返金はありません。

<償還払い手続きに必要な物>

- ①領収書
- ②母子健康手帳
- ③助成券
- ④印鑑
- ⑤振込先口座番号がわかるもの



Q3 2週間健診を実施していない医療機関では、1回目・2回目どちらの助成券を使った方がいいの？

⇒A.

産後、概ね1か月に受ける産婦健康診査において、助成券の右上に1回目と記載のある助成券を医療機関に出してください。

2回目と記載のある助成券は利用しませんので、破棄してください。

このチラシ以外にも助成券の裏面に注意事項などを記載していますので、ご確認ください。

<お問い合わせ先>

丹波篠山市子育て世代包括支援センター「ふたば」
(丹南健康福祉センター内) TEL: 594-5080